

第十六回 参議院經濟安定委員會會議錄第十号

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)午
前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 高橋 衛君
八木 幸吉君

委員

岩沢 忠恭君
奥 むねお君
岡田 宗司君
鮎川 義介君

衆議院議員

國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君
國務大臣 緒方 竹虎君

政府委員

公正取引委 員会委員長 横田 正俊君
公正取引委 員会委員 湯地謙爾郎君
經濟審議庁 調整部長 岩武 照彦君
通商産業省 企業局長 中野 哲夫君
通商産業省 企業局長 小室 恒夫君
通商産業省 通商産業局長 德永 久次君

事務局側

常任委員 桑野 仁君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 會專門員
常任委員 會專門員

本日

の會議に付した事件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

第十七部

經濟安定委員會會議錄第十号

に關する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○調査報告書に關する件

○國土調査法に基く地籍調査費國庫補助増額等の請願(第二六〇六号)

○大山出雲地方総合開発事業に關する請願(第二七八号)

○只見川早期開港に關する陳情(第二四八号)

○委員長(早川慎一君) それでは只今から經濟安定委員會を開会いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案を、前回に引続き質疑を継続いたします。國務大臣緒方竹虎君が御出席でありますから、前日の岡田委員の質疑を続行いたします。

○岡田宗司君 緒方副總理にお尋ねをいたします。先に本改正法律案が提出されました際に、緒方副總理がこの提案について御説明に相成つたわけでありましたが、今次の改正がまあ成立をいたしますと、かなり前と違ひまして、カルテルに対する態度、或いはトラストに対する態度といふものが、緩和されて参るのであります。で今私は緒方副總理に、カルテル、トラストが全体の經濟に及ぼす影響等についてお伺いしようとして居るのではないのであります。が、そうなつて参りました場合に、今日の公正取引委員會というものの機構、これで果して十分であるかという問題が一つ生じて来るのであります。

すが、その前に私は、今までこの私的独占禁止法に対する、財界が、特に大きな資本を擁する製造業者等から、非常にこれに対する激しい、何というか、反対がありまして、これを骨抜きにしてしまふ、或いはこれを全然廃止してしまふという意見があつたのであります。そこでまあこの公正取引委員會も、そういうふうな財界側のほうからの要求で、非常に押され氣味にあるというところを、私もまあ外から見とおつたわけでありまして、それと、その財界側の行動と相呼応するがごとく、まあ公正取引委員會の活動をだんだんに縮小して行こうということが、政府の方面においても考えられておつたと思ひます。例えば公正取引委員會の委員の数を減少しようという問題が起つておる、或いは機構を縮小して、人数をうんと減らそうということ、総理府からよそへ移そうというような問題も起つて来るのであります。そこで副總理にお伺いいたしますが、今までの公正取引委員會がやつておりました仕事は、果して従来の私的独占禁止法の施行に足るだけの機構であるか、又それを、その仕事を遂行するに足るだけの人員を擁しておるかどうかという点から、お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今までの機構が公正取引委員會に期待されておる目的を遂げるに十分であつたかどうかというお尋ねと存じますが、今まではこれで予期された仕事はやつて参つたのであります。私のところでは、機構が小さいところに人員が不足であるというところは聞いておりません。で、やはり十分とは言へぬまでも、不都合はなからう、かように考えております。

○岡田宗司君 あなたのところへ、これで以て足りない、或いはこれで不都合があると言つて来なかつたから、そういう不都合なことはなかつたと、これで十分だといふようなことは、ちよつとどうも私どもには解しかねるのであります。例えばこのカルテルの活動が、事実上この法律があるにかかわらず、減らして行くこともできるでしょうが、むしろ現実には審査しなければならぬ仕事、これが非常に殖えて来ておる。それにもかかわりませうというものが減らされて行つておる。行政整理の結果減らされて行つておる。それにあなたが今申上げたように十分だといふことは私は言へないのじやないか。實際その点についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私のお答えが十分ではありませんでしたが、具體的のことにつきましては私が申上げるよりも委員長から直接お答えしたほうがよくないかと考へるのであります。が、今までは仕事を遂行する上に不都合はなかつたと思ひます。

○岡田宗司君 その点一つ公正委員長のほうからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の問題につきまして、具體的に公正取引委員會から定員をどの程度に増して、或いは予算の金額をどのくらいにして

機構が小さいところに人員が不足であるというところは聞いておりません。で、やはり十分とは言へぬまでも、不都合はなからう、かように考えております。

○岡田宗司君 あなたのところへ、これで以て足りない、或いはこれで不都合があると言つて来なかつたから、そういう不都合なことはなかつたと、これで十分だといふようなことは、ちよつとどうも私どもには解しかねるのであります。例えばこのカルテルの活動が、事実上この法律があるにかかわらず、減らして行くこともできるでしょうが、むしろ現実には審査しなければならぬ仕事、これが非常に殖えて来ておる。それにもかかわりませうというものが減らされて行つておる。行政整理の結果減らされて行つておる。それにあなたが今申上げたように十分だといふことは私は言へないのじやないか。實際その点についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私のお答えが十分ではありませんでしたが、具體的のことにつきましては私が申上げるよりも委員長から直接お答えしたほうがよくないかと考へるのであります。が、今までは仕事を遂行する上に不都合はなかつたと思ひます。

○岡田宗司君 その点一つ公正委員長のほうからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の問題につきまして、具體的に公正取引委員會から定員をどの程度に増して、或いは予算の金額をどのくらいにして

機構が小さいところに人員が不足であるというところは聞いておりません。で、やはり十分とは言へぬまでも、不都合はなからう、かように考えております。

○岡田宗司君 あなたのところへ、これで以て足りない、或いはこれで不都合があると言つて来なかつたから、そういう不都合なことはなかつたと、これで十分だといふようなことは、ちよつとどうも私どもには解しかねるのであります。例えばこのカルテルの活動が、事実上この法律があるにかかわらず、減らして行くこともできるでしょうが、むしろ現実には審査しなければならぬ仕事、これが非常に殖えて来ておる。それにもかかわりませうというものが減らされて行つておる。行政整理の結果減らされて行つておる。それにあなたが今申上げたように十分だといふことは私は言へないのじやないか。實際その点についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私のお答えが十分ではありませんでしたが、具體的のことにつきましては私が申上げるよりも委員長から直接お答えしたほうがよくないかと考へるのであります。が、今までは仕事を遂行する上に不都合はなかつたと思ひます。

○岡田宗司君 その点一つ公正委員長のほうからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の問題につきまして、具體的に公正取引委員會から定員をどの程度に増して、或いは予算の金額をどのくらいにして

機構が小さいところに人員が不足であるというところは聞いておりません。で、やはり十分とは言へぬまでも、不都合はなからう、かように考えております。

○岡田宗司君 あなたのところへ、これで以て足りない、或いはこれで不都合があると言つて来なかつたから、そういう不都合なことはなかつたと、これで十分だといふようなことは、ちよつとどうも私どもには解しかねるのであります。例えばこのカルテルの活動が、事実上この法律があるにかかわらず、減らして行くこともできるでしょうが、むしろ現実には審査しなければならぬ仕事、これが非常に殖えて来ておる。それにもかかわりませうというものが減らされて行つておる。行政整理の結果減らされて行つておる。それにあなたが今申上げたように十分だといふことは私は言へないのじやないか。實際その点についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私のお答えが十分ではありませんでしたが、具體的のことにつきましては私が申上げるよりも委員長から直接お答えしたほうがよくないかと考へるのであります。が、今までは仕事を遂行する上に不都合はなかつたと思ひます。

○岡田宗司君 その点一つ公正委員長のほうからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の問題につきまして、具體的に公正取引委員會から定員をどの程度に増して、或いは予算の金額をどのくらいにして

機構が小さいところに人員が不足であるというところは聞いておりません。で、やはり十分とは言へぬまでも、不都合はなからう、かように考えております。

○岡田宗司君 あなたのところへ、これで以て足りない、或いはこれで不都合があると言つて来なかつたから、そういう不都合なことはなかつたと、これで十分だといふようなことは、ちよつとどうも私どもには解しかねるのであります。例えばこのカルテルの活動が、事実上この法律があるにかかわらず、減らして行くこともできるでしょうが、むしろ現実には審査しなければならぬ仕事、これが非常に殖えて来ておる。それにもかかわりませうというものが減らされて行つておる。行政整理の結果減らされて行つておる。それにあなたが今申上げたように十分だといふことは私は言へないのじやないか。實際その点についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私のお答えが十分ではありませんでしたが、具體的のことにつきましては私が申上げるよりも委員長から直接お答えしたほうがよくないかと考へるのであります。が、今までは仕事を遂行する上に不都合はなかつたと思ひます。

○岡田宗司君 その点一つ公正委員長のほうからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の問題につきまして、具體的に公正取引委員會から定員をどの程度に増して、或いは予算の金額をどのくらいにして

欲しいというふうに申出ましたその数字を、只今はつきり申上げることができませんが、大体大蔵省の最初の予算の折衝の際にはいろいろこちらの希望する数字を申出たはずでございまして、大蔵省の主計の段階におきましてそういうものについての理解が全然得られませんでしたので、実に我々といまして努力したのでございまして、その段階ですぐに問題は一応けりがつくというふうなことで恐らく緒方副総理その他上層のほうには今申しましたような我々の本当の要求ということとはつきり伝わっていないのじやないかと思ひます。計数の点は若し必要がございましたら……。

○岡田大臣(緒方竹虎君) 今岡田委員から御質問がありましたように、仕事が増え参つておることは常識的にも想像されますが、その反対に事務局の人員が減つて参つておることも事実でございまして、仕事の執務の状況を私は直接知つておりませんが、先ほど岡田委員の指摘されたようなことは想像されます。

○岡田委員 今後カルテルが、特に不況カルテル、合理化カルテルといふものの認可の問題が起つて来るのでございします。そうしてこれが公取にたくさん認可を求めて来るだろう。と申しますのは、ここに今度の私的独占禁止法のうちで不況カルテルというふうなものがございしますが、恐らく朝鮮休戦後における経済事情をいたしまして、不況カルテルを何とか設けたいというふうなものも相当出て来ると思はれるのです。或いは又海外貿易上外国との競争の問題、或いは生産費を国内において下げるというふうなことから合理化

カルテルというふうなものが問題になるといたしますと、これはどうも私にはかなりいろいろ怪しいものを含んでおるのじやないかと思ひますが、そうなる参りますかというところ、今までは全面的に禁止されておつた、これが今度とにかつ認可といふことになつて参りますと、どうも押し寄せる、仕事は……、そうすればこれを認可するのには、或いは又違反しておるものを審査いたしますのには、或いは又今度は不況カルテル等の場合では、ときにより参りますと不況が参りましたときに不況カルテルが存続するために、今度は消費者なりその他に非常な不利な条件になるというときにこれを審査して、例えば早く解散させるというふうなことができないかと思ひます。そういうふうな点から考へて見まして、今度の私的独占禁止法緩和をやるに共に、公取委員会の機能の拡充なり、或いは更に、いつその緩和をされるのだから、あとは放つて置く、どうせこれが突破口になつて実はカルテルもトラストも自由にやらせるのだという立場に立つておられるなら別ですが、若しそうでないといひますならば、この機能の拡張について、そういうふうなものに殺到して来ました場合に、この法律の内容の意味は私は立場が違ふから別といひまして、これが施行に必要な処置を総理府の責任者としてお考えになるかどうか。

○岡田大臣(緒方竹虎君) 必ずしも人員の多寡によらんかとも思ひますが、今後この改正案が成立いたしましたら、仕事の分量が増えることは確かだと思はれます。先ほど委員長から申上げました、主計局まで出してある増員の申請というふうなものが、私見でおりますが、今回この改正案の成立に伴ひまして、更に委員長の意見のあるところも聞きまして、研究いたしたいと思ひます。

○岡田委員 それでは公取委員長のほうにお伺ひするのですが、公取のほうでは、若しこの法律案が成立いたしましたら、その法律案が成立いたしましたら、相当に仕事の分量が増大するといふふうにお考えになつておられますか。現在のこれと比べてどの程度仕事の分量が増大されますか。

○政府委員(横田正俊君) 昨日も申上げたのでございしますが、仕事の分量が増えることは間違いないと思ひます。但しどの程度の仕事が増えるかといふことは、只今からちよつと予測したものでございしますが、一応只今の人員で発足いたしましたにいたしまして、少しやつておられますうちに恐らく非常に困難な場面も出て来るのじやないか。その際には是非とも只今緒方副総理の述べられましたように、我々の意見を申上げまして、政府の然るべく御処置をお願いしたいというふうに考へております。

○岡田委員 政府といたしましては、今度の私的独占禁止法の緩和によりますと、カルテルを認めることになつて参ります。このカルテルを認めることから来る中小企業なり、消費者なり、或いは農民なりというふうなものに対する影響といふことも考へて見ますと、例へば認可をする要請があつたときにまあ認可をするにしても、或いは認可せずと決定するにしても、急速な措置を必要とすると思ひます。若し急速な措置

がとられないで、そうして認可が申入れた、ところがもう認可を申出るような場合には事実上やつておるので、そうして悪いとなつたときに、まあそれから公取委員会のほうで事実上それを先行してやつておるものに処置をするといふような場合も起つて来る。そうなる参りますと、認可するかしらなにか、遅くなるために来る何と申しましたか、影響といふものも考へなければならぬと思ひます。そうすると今のか今のような公取委員会の機構では、私はカルテルによつて被害を受けるほうの側の被害といふものがますます大

きくなつて来るような気がするんです。若し政府がこの私的独占禁止法を緩和することによつて、もうカルテル、トラストにどん／＼仕事をやらせるんだ、そういうお立場ならば公取委員会を今のままにしておいて、そういう事実上仕事を麻痺させて行くといふような方式で、カルテル、トラストを間接的に擁護するといふことも考へられますけれども、まさか政府は、私表向きそこまで考へていると思ひません。そうするとこの問題について、私は政府としてはやはりこの私的独占禁止法の緩和に伴ういろいろな仕事の増加について考へなければならぬと思ひます。これは一つ緒方副総理においては十分その点については御考慮をお願いしたいと思ひますが、その点はつきり御言明できますか。

○岡田委員 先ほど申上げたことで尽きておるに思ひますが、よく研究をいたします。

○岡田委員 まあ研究して、この仕事の増加について考へるというところでありますれば、勿論私どもはそれが至

当だといふふうに思つておりますが、今まで公取委員会に對しまして、委員を減らせ、或いは機構を減らせといふような問題がございしましたが、こういうふうなことはもう今後は政府としてはお考えにならないつもりですか。今の緒方さんのお話ならば、仕事は増えるんだからいろいろ考へたいといふことなど、今までとつて来られたいように、減らしてしまつて、人数を減らしてしまつていくことはおおよそ逆だと思ひます。その点減らすという方向についてはお考えにならないかどうか。

○岡田委員(緒方竹虎君) 考へておりません。

○岡田委員 それから次に、今まで公取委員会が総理府にありますが、これについて、いろいろ問題があつたのであります。大分総理府内におけるいろいろな機構の改革という問題もあるやうでございしますが、まあ私どもいろいろ聞いておるところによりまして、いふと、公取委員会は総理府からよそへ持つて行くといふようなお話もありまして、これはまあ先行の問題としては、例へば法務省とか、或いは通産省とかいふもののほうへ持つて行くといふようなことが考へられるんです。今日若しその法案が通過するといふことになつて参りますといふと、認可は公取委員会にあることになりまして、そうなる参りますと、これが通産省の下に置かれることは誠に變な話なんです。私は通産省に持つて行くなどといふことは以てのほかだと思ひます。この点は副総理のほうにおいては行政機構の改革上、公正

取引委員会はどういうふうにお取扱ひになりますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 總理府の中
の機構は、今御指摘のように非常に複雑
ではあります。が、系列なしにいろいろ
な機構が集められているような状態
であります。これにつきましては或
る場合に考えなければならぬのではな
いかと思つておりますが、公取をどこ
かの例えは通産省というよりなものに
附属させるというよりなことは考えて
おりません。

○委員長(早川一君) 通産大臣は今
労働委員会に入つておられます。若し
ほかに御質疑がありましたらお願いい
たしたいと思ひます。

○岡田宗司君 それでは公取委員長に
お伺いいたします。公取委員長は、
まあ不況カルテルについてでありま
すが、不況カルテルが不況対策として現
われて来るということは恐らくお認め
になられることだらうと思つてあり
ますが、この不況というところに相当便
乗して、それを口実にして、不況対策
を口実にして、もつとほかに目的のあ
るカルテルを作ろうということが行わ
れると私は推測するわけでありま
すが、その点について公取委員長はどう
いうふうにお考えになつております
か。

○政府委員(横田正俊君) 今回の不況
カルテルを認めます途を開きますにつ
きまして、只今お話のようにこれに
いろいろ便乗いたしまして、いろいろ
なカルテルが叢生するということに
つきましては、私も非常に警戒的に
考へております。

先ず第一に、この法律を作ります際
の不況の条件と申しますか、不況カル

テルを認めます条件につきましては、
御承知のようになりしほつた案
を公正取引委員会が出しまして、大体
この案が通つておりますので、實際問
題としたしまして、この運用に当りま
してこの要件を非常に甘く見ますと、
今おつしやいましたように、不況
に便乗したカルテルを認めること
になりましていろいろ弊害が生ずる
と思つてございします。結局この二十
四条の三の規定を運用いたします際
には十分に注意をいたしまして、不況に
便乗したようなカルテルを認めない
という方針で参りたいと思つておりま
す。

○岡田宗司君 不況カルテル認可の基
準というものが、ここに案として配付
されていく認可の基準というものは、
殊に第一の特定の商品の需給が著
しく均衡を失っているという問題で
ございします。この特定の商品の需給が著
しく均衡を失っているというこの認
定がこれが非常にむずかしい問題で、
何を以て著しく均衡を失っているかと
いうことが問題になつて来ると思ひま
す。例えば一例を述べますと、
硫安の場合が、国内の需要量と供給
量とを考へて見ると、或いは現在
在かなり、著しくと言ふほどかどうか
知りませんが、かなり均衡を失してい
るということになる。併しなから或る
程度合理化されて価格が安定して来
う、そのために需要量が增大するとい
うことになつて参りますと、著しく均
衡を破壊されておるといふふうなこ
とが言えなくなるのじやないか。高い価
格で押さえておけば、著しく均衡を失
するけれども、価格が低くなるために需
要量が增大すると、その場合にむし

均衡は回復されて来る。そのときに価
格を維持することが不況カルテルの対
策として認可の要求がありました場合
に、この需給の均衡の破壊といひま
すか、この問題はなかなかむずかしい問
題になると思ひますが、こういう場合
にはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(横田正俊君) この不況の
要件は、只今お示しになりました一番
最初の要件もございしますが、結局その
他の第一の第一号、第二号でござい
ます。或いは第四項あたりでございま
す。これを総合して考へなければなら
ぬのでございまして、只今の硫安の値が
高過ぎるために需給の均衡を失してい
る。そういう状態があるというふうな場
合につきましては、恐らくその他の要件
のところ、不当なカルテルを認める
というふうなことになるかと思ひます。

作が認定の際にできるかと思ひます。
結局第一号或いは第二号の、相当合理
的な経営をしておつても、なおまだ生
産費を下廻るというふうな場合に、カ
ルテルを認められるというふうな解釈
になつておられるかと思ひます。非
常に条文の文句
にいたしまして非常に漠然とした
ますが、それは場合々々によつてこの
要件を総合的に解釈して参りたいと思
ひます。

○岡田宗司君 その点から今度考へて
参りますという、例えばカルテルを
作ります。同じような仕事をやつて
いる企業が、その生産費が非常に違
う。そういう場合に例へば不況に對処す
ための価格カルテルを認可してもら
たいと言つて来た場合、どの生産費を
とるか、一番高い生産費をとるか、そ
してそれまで参るかどうか、これは合
理化の促進の問題とも、関連して参

る。それからそれをとるとしますとい
うと、或る非常な優秀な企業では非常
な利潤を確保されるということにな
るが、そういう場合にはどういふ生
産費を基準にするか。

○政府委員(横田正俊君) この法律の
考へ方は、大体各企業の具体的な生産費、
勿論これは算術平均ではなく、いわゆる
過重平均にいたしたものを基準にいた
しましてそれが現実の市場価格がそれ
より下廻つておる場合に、このよう
に建前になつております。併しその各企
業の生産費の価格というものは、御承知
のようになりまして、第二号でござい
ますが、この各企業の生産費の計算
につきましては、第二号にございま
す。合理化というよりな点を考慮いたし
まして、例えば本社費であるとか、その
他の点につきまして、非常に甘い計算
をしておるものがあるだらうと思ひま
すが、その点はかなりしぼりまして、
各企業の生産費を認定をいたしまして
その過重平均でやつて参る。大体そ
ういふ考へ方でございします。

○岡田宗司君 そういたしますと、不
況の際に価格カルテルを作ります場合
には、各企業の生産費が明らかにされな
ければならぬということが前提になつ
たわけでありまして。そうすると中には
相当インテキナ書類を出して来るもの
も多いと思ひますが、これに對して公
取委員会としてはそれが果して正しい
ものであるかどうかということにつ
いて、各企業の原価計算等についてお
調べになる権限、それから単に出され
た書面を調べるだけか、もつと深く突
つこんで調べる権限を持たれるのか、
その辺のところを……

○政府委員(横田正俊君) これは公正
取引委員会の調査権限の一般の問題で
ございしますが、特にカルテルの認可に
つきましては、特殊の規定がございま
せんが、一般的な調査の問題といたしま
して、四十条、四十一条、四十二条等
に規定がありまして、この権限を適当
に行使することによりまして、實際を
把握したいと思つております。勿論こ
れは罰則等の規定もございします。勿
論、或る程度進行し得ると思ひます。併
し必ずしもこれだけで完全にでき
るかどうか、これは全く我々の役所
の能力と申しますか、そちらに大部分
がかかつて来るものと思ひますが、大
体三カ条の規定をフルに活用いたし
まして、實際の把握につとめたいと思
ひます。

○岡田宗司君 今まではカルテルの行
動を認めないという立場だつた。従つ
てそのカルテルの行動を調査すればよ
ろしかつた。従つて恐らく原価計算等
の内容に立入つて調査はしないでも済
む面が多かつた。ところが今度逆
カルテルの、不況の場合でも何でも
そうですが、価格カルテルのやり方を
とるといふことになると、今あな
たの御説明によると、その面まで深く
立入つての問題のほうがより重要にな
つて来る。果してその際に従来のよう
なやり方で足りるかということが問題
であります。その点について……

○政府委員(横田正俊君) その点は誠
に御指摘の通りでございまして、カル
テルの認可の問題がございまして、公
正取引委員会としまして新らしい、つ
まりむずかしい仕事が入つて参つたの
でございまして、今までの審判の仕事
などとは非常に違つた面があると存じ

ます。大体この仕事は、事務局の經濟部のほうでやつてもらつてもいいです。それから、經濟部では大体今でもかなりいろいろの問題に關連いたしまして、こういう正式な認可というふうなことでございませぬけれども、従来のいろいろの問題に關連いたしまして、自然に原価計算等の問題その他にかなりタッチして参つておりますので、それらの機構を大いに働かせまして、なお先般來御指摘のように、できますればその陣容を強化することによりましてこの仕事をやつて行きたいと考えております。

○岡田宗司君 恐らく私は困難ではないかといふふうに考へるのですが、從來この調査のための資料の提出と申しますか、この四十条に基いて強力にやるといふ例はたくさんございませぬか。それともこれは、あるだけで、実際にはこれが用いられなかつたといふようなこともあるのでしょうか。

○政府委員(横田正俊君) 今までは正式に第四十条と銘を打つてやりましたけれども、大体出して参つておりますし、中にはなか／＼出しておるものに対しまして、それでは正式に四十条で提出を求めるといふことにもなるかも知らんといふようなことを申しますと、大体こちらの要求するような資料を出して来ておるようでございませぬ。従つて表立つて四十条を發動したことは今までは少かつたと思ひます。

○岡田宗司君 今後は価格カルテルを認めるといふことになりまして、恐らく原価計算等の問題について四十条を發動しなければならぬ。實際それができないような場合が相当あるのじやないかと思ひますが、その点に對する委員長の見解を……。

○政府委員(横田正俊君) 或いは場合によりまして、これは發動しなければならぬかと思ひます。大体認可を受けたいといふことでまあ一応の材料は、こちらの要求いたしまするような材料は出て来ると思ひますが、それは先ほど申し上げましたように、非常に都合のいいものが出て来ると思ひます。更にその適正、或いは正確なるものを出すといふことを求めます際には、どうしても四十条の發動を必要とすると思ひます。

○岡田宗司君 そういたしますと、まあ価格カルテルの場合には、相当この四十条を發動しなければならぬといふ場合があるのだらう。併し、果して大きな企業体が、じや四十条の發動を均わしたからといつて、或いは發動するからといつて、あなたがたの期待できるようなものが得られるかどうかといふことが問題になつて来る。それは相當脱税なんかで以て税務署がどうも公取以上の強い権限を持つていろいろと調べて、なか／＼思ふやうな何が出て来ないといふやうなこともありませぬから、なか／＼どうも公取の今日の力、それから公務員に對する外からの圧力といふやうな問題を考へて見ますといふと、どうも私はお座なりになるやうな気がするのです。お座なりでなく、認可の場合にこれをやれるといふだけの力をお持ちになつてゐると思ひます。

○政府委員(横田正俊君) その点は、實際にやつて見ませんとわからないのでございませぬが、併し大体認可の場合には、若し公正取引委員会が納得できないやうな資料しか出ないといふ場合は、結局認可が受けられませぬので、その点は或る程度はこちらの要求にも応じていろいろ出して来るのではないかと……これは少し甘い考へ方かも知れませぬが……併し實際やつて見まして非常にうまく行くかどうか。まあ大体認可申請を求めて来るほうの場合でございませぬから、以前の場合とは違つて割合に出やすいのではないかと……いふふうに私は考へております。

○委員(長(早川慎一君) この修正案の発議……衆議院の栗田議員から一昨日修正案についての説明がありまして、大体その際審議もありましたが、今日出席されておりますから、若し御質疑があれば、他のかたは大体おられたいと思ひますが、岡田委員は御不在でしたから、若しありましたらこの際……。

○岡田宗司君 では二、三……それは栗田議員にお伺ひいたします。今度の修正の場合、あなたがたの党から出された修正が、自由党との話合ひで變つて、そうして今ここに出ておる、修正案が……。その際に、価格カルテルが削られておるわけでありませぬ、まあ例によりまして……。この認可権の問題だけは大きく修正されたのでございませぬが、この価格カルテルの修正が削られたといふことは、これは事實上カルテル行為が行われ、それが一般化する突破口を開くといふやうになつたのかと思ひますが、この点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(栗田英男君) その点も、実は先日の提案理由の説明のときに極めて簡単に申し上げたのですが、私

のほうは委員長も經濟安定は改進黨から出たものでありますが、改進黨から出たおる当該委員といつたしましては、価格協定を認めるということには絶対反対をいたしました。大体改進黨の政策委員会の了解を得て、當時では決定はいたしませんでしたが、大体このやうな当該委員会の案で各党と折衝するといふことで、各党の政策委員の了解を得て……各党と言ひましたも自由党と分自党と交際いたしましたところが、第一点は自由党が存心だのですが、第二点はなか／＼呑まない。そこでこの調整のために三日ばかりひまをかけてしまひまして、早急に参議院のほうに回付しなければならぬといふことで、早く上げなければならぬ、併しなから自由党と当該委員との交渉もはか／＼しく行なかつて、衆議院の本会議にかか

る前日、私といたしましては党に歸りまして最高判断をお願いしたわけですが、ところが党といたしましての決議の決定は、とにかく価格協定はこのままで原案通り出せといふことが党の決定でありましたので、特に委員長以下私は価格協定を認めるというところは極めて不満であつたのですが、党の決定でありますので、これを破るわけには行かぬので、価格協定を原案通り呑んだわけでございます。

○岡田宗司君 その点は修正案のできないきさつ御説明でございませぬが、この価格協定をあなたがたの党では反対しておられた。併しその点で改進黨が譲歩された。恐らくこの価格協定に反対せられたかたはこれを認めることによつて、現在では例外的に認める価格カルテルが更に一般化して行くのでは

ないか、そのために消費者であるとか、或いは農民であるとか、中小企業者であるとかといふものが相当大きな影響を受けるというやうな考へで、価格カルテルは認めないがよからうといふふうにお考へになつたのじやないかと思ひますが、それを放棄されたいといふことは、そういう点は大丈夫であつても止むなしといふやうに党のほうで考へたのであつたのか。

○衆議院議員(栗田英男君) これは同じ委員の中にも価格協定に對する見方はいろいろあつたと思ひます。私の考へといひましては、価格協定を認めるというところは、どうしても生産数量なり販売数量、或いは設備の制限を十分やつたから価格協定を認めてくれと言つても、なか／＼その実態をつかむといふことは困難であつて、どうしても価格協定をこの法案の中に認めるというところは業者が安易に価格協定につくといふやうな考へ方と、この法律の中で、独禁法の中で価格協定を政府が認めるというところは、これは非常な工合の悪いことである、根本が違ふといふことで、私は価格協定といふものを絶対に認めないといふこととした。それから特に委員長あたりはどういふことを考へておつたかといふと、価格協定といふものは別に認めなくても、業者なり生産者といふものはこれは暗黙のうちによつてゐるのだ。これは暗黙のうちによつてゐることはこれはしょうがないのだ。生産数量なり或いは販売数量の制限をしておると、結局そこに暗黙のうちによつておるが、而も価格協定といふものも、これは又最後は私と結論が同じなんです、政府がこれ

ないか、そのために消費者であるとか、或いは農民であるとか、中小企業者であるとかといふものが相当大きな影響を受けるというやうな考へで、価格カルテルは認めないがよからうといふふうにお考へになつたのじやないかと思ひますが、それを放棄されたいといふことは、そういう点は大丈夫であつても止むなしといふやうに党のほうで考へたのであつたのか。

○衆議院議員(栗田英男君) これは同じ委員の中にも価格協定に對する見方はいろいろあつたと思ひます。私の考へといひましては、価格協定を認めるというところは、どうしても生産数量なり販売数量、或いは設備の制限を十分やつたから価格協定を認めてくれと言つても、なか／＼その実態をつかむといふことは困難であつて、どうしても価格協定をこの法案の中に認めるというところは業者が安易に価格協定につくといふやうな考へ方と、この法律の中で、独禁法の中で価格協定を政府が認めるというところは、これは非常な工合の悪いことである、根本が違ふといふことで、私は価格協定といふものを絶対に認めないといふこととした。それから特に委員長あたりはどういふことを考へておつたかといふと、価格協定といふものは別に認めなくても、業者なり生産者といふものはこれは暗黙のうちによつてゐるのだ。これは暗黙のうちによつてゐることはこれはしょうがないのだ。生産数量なり或いは販売数量の制限をしておると、結局そこに暗黙のうちによつておるが、而も価格協定といふものも、これは又最後は私と結論が同じなんです、政府がこれ

ないか、そのために消費者であるとか、或いは農民であるとか、中小企業者であるとかといふものが相当大きな影響を受けるというやうな考へで、価格カルテルは認めないがよからうといふふうにお考へになつたのじやないかと思ひますが、それを放棄されたいといふことは、そういう点は大丈夫であつても止むなしといふやうに党のほうで考へたのであつたのか。

○衆議院議員(栗田英男君) これは同じ委員の中にも価格協定に對する見方はいろいろあつたと思ひます。私の考へといひましては、価格協定を認めるというところは、どうしても生産数量なり販売数量、或いは設備の制限を十分やつたから価格協定を認めてくれと言つても、なか／＼その実態をつかむといふことは困難であつて、どうしても価格協定をこの法案の中に認めるというところは業者が安易に価格協定につくといふやうな考へ方と、この法律の中で、独禁法の中で価格協定を政府が認めるというところは、これは非常な工合の悪いことである、根本が違ふといふことで、私は価格協定といふものを絶対に認めないといふこととした。それから特に委員長あたりはどういふことを考へておつたかといふと、価格協定といふものは別に認めなくても、業者なり生産者といふものはこれは暗黙のうちによつてゐるのだ。これは暗黙のうちによつてゐることはこれはしょうがないのだ。生産数量なり或いは販売数量の制限をしておると、結局そこに暗黙のうちによつておるが、而も価格協定といふものも、これは又最後は私と結論が同じなんです、政府がこれ

を法律で認めるという事はこれほどでもない話で、こういうことは全く立法の趣旨に反するからして反対である、こういうような意見でありました。最後には結局この価格協定を、この原案のように通産大臣がこれを認めるならば、今までの通産省のやり方として非常にこれは危険極まりない。そこで通産大臣というものを削らないならば、もう我々は法を流して断じて反対なのだ。併しながら通産大臣のほうは引つ込みまして公取一本になつたので、公取がずつとこの認可を恐ろしくしぼると我々の不安は相当に解消した、こういうふうには思つております。けれども、併しながら大体この独禁法の中で価格協定を認めるということがあります、実際はいけなないのでありますから、私の思想なり信念というのはいささかも變つてないわけでありまして、この価格協定というのはいわゆる不良品でありますから、たまにその教師が善良な教師に變つたからといって、不良品がよくなることは限つておられないので、これは悪いのですから、不良品自体を矯正しなければならぬという意味において、私は価格協定というの、これを政府が認めてはいかんという信念は今日も変わりありません。

○岡田宗司君　そこで公取委員長のほうにお伺いするのですが、今の点ですね、公取委員長としてはどういうお考えですか。それからこの価格協定というものが特にこの中に挿入されて来たという事は、やはり相当外からの不平、要求があつた、或いは通産省側のこういう要求があつて、妥協として入つて来たのか。

○政府委員(横田正俊君)　この価格カルテルは前国会にお出しいたしましたものにも入つておつたのでございまして、それは第三項ですか、その前段に當る部分はこの前もございまして。それは技術的な理由によつて生産数量の制限協定が著しく困難であるという場合に、止むを得ず認めようということ、このほうは非常にしぼつてございまして、それにどういふものが當るかといふことを考へることがなか／＼困難なくらいしぼつてあるわけにございまして。今回お出しいたしました案につきましてはこれは通産省のほうからこのほかにもう少し価格カルテルを認める範囲を拡げてくれというふうな話合いもありました、その間いろいろな折衝がございまして、我々といつたしましては成るだけ認めたくない気持ちもございまして、併し止むを得ない場合に、全然認められないというところでは困るのではないかと通産省の申出にもやや一理あるというふうな考えに、併し生産数量等の制限と、これは同列に認めるというところは到底了解できないこととございまして、改正案にございまして、一応生産数量の制限をいたしましてやつて見たが、なおその実効がなく、事態を適確にすることが困難であるという場合に、初めて第二段階の問題として、価格協定をやる、この場合も、必ずしも前に述べた生産数量の制限をやつて、すぐ実効がない、すぐカルテルというふうに行くものとは私たちが考へておりません。かなりの限度の生産数量の制限をやりまして、それ以上やりますと却つてのち／＼その業界にいろいろな悪い影響があつて残るといふ場合に、一時

の応急的な止むを得ない一服の薬として価格カルテルを用いる、こういう気持ちでございまして、改正案を今度の提案の中に入れて、これを公正取引委員会として承認したわけにございまして。

○岡田宗司君　今の話を伺つております。という事は、価格カルテルを認めるというの、大体通産省側からの要求であつた。それで公取のほうではこれに譲歩して、いろいろ条件を附して認めることにした、こういうことを言つておられますが、今度認可権の問題も、改正法律案では、修正案では公取の認可になつておるのであります、前には通産大臣の認可ということになつておつた。こういうような点から見ると、通産省の考え方というものは、大幅にカルテル活動を認める、而もそのうちにおいて、価格カルテルについても通産大臣が認可権を持つことにより、又通産省側からそういうことを強く要求しておつたという点から見ると、かなり広汎にカルテル活動を許すというふうなつもりでやつておられると思つております。今後この私的独占禁止法が実施されて参ります、この改正案が実施されて参つて、いろいろな認可の問題が出て参ります場合に、通産省側のほうのそれらに対する意見なり、要求なりというものがこれは必ず起つて参るだらうと思つて。公取はそういう場合において、まあ形式の問題は別として、實際上の力というところから言つてどうも通産省側に今のいきさつから行くと押されておるようには思ふ。財界側からの、或いは通産省側からのものを支持するような強い要望、或いは又或る政党から強く要望をすることになつて来た場合に、

公取として果してこれに對抗してはつきりと今言われたような線を堅持し得る力があるか、私は非常に疑問に思ふのです。公取としてはそういう場合にどういふようにやるおつもりか、お答え願ひたい。

○政府委員(横田正俊君)　その点は結局公正取引委員会、殊に委員長並びに委員の決意の問題でございまして、御承知のように公正取引委員会に對しましては一種の身分的な保障もあるものでございまして、こういう場合に只今の身分の保障というところによつて法律並びに良心に従つた正しい判断をするというところが我々の任務でございまして、今までもそのつもりでやつては来しておりますが、今後こういう新しい仕事ができましたのに際しましては、一層に我々初め職員一同役所の任務というの、御心配の新しいにいたしまして御心配のないように万全の措置をいたしたいと考へます。

(委員長退席、理事高橋衛君着席)

○理事(高橋衛君)　速記をとめて。

(速記中止)

○理事(高橋衛君)　速記を始め。

○岡田宗司君　通産大臣にお伺いいたします。今度の改正によりまして不況カルテルが認められました。この不況カルテルが認められたという事は、今の時期にこの問題がこへ出されたという事は恐らく朝鮮休戦後における世界経済並びに日本経済が相當の影響を受ける。そのためにこれに処するため、或いは又合理化カルテルにしてそれが主たる狙ひではないかと思ふのですが、その点はそういうようなことをお考へになつて改正案を御提出されたのですか。

○國務大臣(岡野清彦君)　お答えを申し上げます。これは朝鮮休戦というものは長らくできるだらう、できるだらうというふうなことでして、大体の一般の空氣もそういうことに考へられておりました。その点、同時に我々の見通しをいたしましたのはアイゼンハワー大統領がいられてからの大体の形勢を見ております。という、世界の軍拡が少し引延ばされたという感じを受けておるのであります。そういういたしますと、今度世界各国が正常貿易によつて、非常に世界で貿易の、即ち自國のために努力しようという形勢が見えております。そうするといふと今後貿易の世界的形勢はどうなるかと申しますと、非常に競争が激化して来るだらう。競争の激化といふことは結局日本の経済にとりましてどうかと申しますれば、只今でも日本のコスト高といふこと、又もう一つは外国に對して門戸がよく開かれていない。無論外交交渉によりましてできるだけ貿易協定とか通商航海条約も結ばなければならぬませんが、そういうふうな努力をいたしまして、外国に門戸を開放して、若しくは開いてはいる門戸はもう少し拡げてもらふ、こういうことに努力はいたします。その一面に又日本の國內のコストの切下げなんかいろいろの手を打つ努力をしつゝあるのでもございまして、併しいずれにいたしまして、今後日本経済といつたしましては、相當な苦難に陥らなければならぬといふようなことが予見されますので、そういういたしますと、商売の道としまして、まあ仕方がないから一つ大量に作つて安く売つてというふうなことに、これはこれとしていいことではござい

ざいですが、併しその競争が国内的にも波及して来まして、そうしてその結果といつたして何が出来るかと申しますと、外貨には売れないし、併し内地においては需給のバランスが非常に失われたという様なことが出て来るのじやないか、こういうことが先ず私どもは心配の種でございます、そういう場合に自由競争の世の中でございませうから、どん／＼と倒れたらいいのじやないか、自分自身で見込でやつたなら倒れたらいいじやないかという様な考え方をすべきものじやなくて、やはり何かそういう需給上のアンバランスが出て、そしてその業者が倒れることになる、或いは当該業者だけが倒れるということになるばかりじやなく、その財界の一角が非常な混乱を起したために、日本財界全体にどん／＼飛び火して、甚だしく言へば、大正九年のバニツクのごときものが来やせんかという様なこともいろいろ心配されますので、そういう場合に財界を救う、こういうような精神でこの不況カルテルというものを、先ず我々が独禁法の趣旨はよく尊重いたしますけれども、不意の財界に非常な破壊若しくは危機を招くという様なことがあつてはならない、これを防いで行こうという様な万一の場合を予想いたしましてこの法案を御提出申し上げたわけでございします。

○岡田宗司君 そういったしますと、朝鮮休戦の結果不況が来るということを前提としておられるわけですが、この不況がかなり激烈な形をとるようになるかも知れないということもまあ大正九年のバニツクの例をお引きになつて言つておられました、一体この不況

況に對してかような独禁法の緩和による一部のカルテル行為を認めるということではこの不況対策にはならぬ。これはまあ不況対策の一環であらうと思ひますが、政府がこの予想される不況の不況に對しての措置、これは金融上の措置もありましようし、財政上の措置もありましようが、大体に對してこの内閣において、この不況に對する総合的な政策としてはどういふことをお考えになつておられますか。

○岡田宗司君 内閣のとりまづ総合的な政策と申しますことは、無論不況が来ますという、そのときどきの情勢に應じて我々といつたしましてはいろいろ考えなければならぬことと存じます。これはそのことが起きて来なければわからない次第であります、仮に現実に起きた問題から我々のとりまづ態度を申し上げますれば、この北九州における水害のごとき、ああいう様な大變な突発事件が起きた場合には、これは今までの前例を破つてそうして資金上の援助とか、物の輸送とか何とかという様なこと、又税法のこととかいふことも考えまして、総合的にそのときによつても不況を救うに必要であり、適切なところの手段をとつて参りたいと思つております。でございしますから、不況が如何なる形で出て来るかということにかかりまして、政府のとるべき総合的な政策が当然自然に考えられると思ひますが、只今こういふ場合はある、ああいう場合はある、と云ふことを只今ちよつと想像がつきませんが、併しながらこの不況を救つて、そうして大きなバニツクに至らないといふために先ず不況カルテ

ルといふものは一応これは予想して考へられますから、この際はやりました。そういう趣旨におきまして、ただ単に不況カルテルを作らしてそうしてこれでやるということばかりでなく、恐らくその様な情勢が起きまして、恐らくそれに最も適応し、又政府ができる限りの努力を尽して、これを不況から救うという手は打ちたいと思ひますし、又打たなければならぬ問題と、こう考へております。

○岡田宗司君 私はいふやうなバニツクが起きたのではなくて、バニツクが起きるであらうという、或いはバニツクは起きないかも知れませんが、現在朝鮮休戦から起つておられるところの世界的な軍需のブロー・ダウンによる貿易等の沈滞、それからその国内への影響等々に対して、例へば日本の産業がコスト高で、そのために輸出が不振になつて、これ又国内のいろいろな問題を起しているといふ様なことがありまして、現在政府がとつておられます方式、例へば今度の予算に現われております船舶に關する利子の引下げの問題とか、ああいう様な問題、ああいうものを総合してどういふ様な政策をおとりになるのか。カルテルもその一つであります、それを私は総合してどういふ政策をおとりになつていかかといふことをお聞きしてゐるわけ

る、そうして日本の情勢は、外国の門戸が開かれていないし、それからコスト高である、こういうことに対して当然日本が不況に陥り、若しくは経済界が苦しい立場になるだらうという様なことについてどういふことを政府が考へてゐるか、こういう御質問だと思ひます。それにつきましてはいくら／＼実はやつておられるわけでございます、私どももいたしましては先ず経済の自立には何が一番大事かと申しますれば、今特需によつて我々の国際収支はバランスを保つてゐる。これは臨時のものであつて、又我々としては自身自身の汗水によつて、無論特需も汗水によつてはおられますけれども、臨時の注文とか何とかいふ様なことによらずして、平常の道を踏んで行つて貿易ができる、その貿易ができるということが結局自立経済の根本でございまして、そこで我々といつたしましては、日本の経済を建直しますににつきましては輸出貿易が一番大事なことだ、輸出第一主義といふものが私どもとしては根幹ではなからうかと思ひます。これについていろいろなことをやつてお

ります。この輸出貿易につきましては基幹産業が先ずコストの合理化をしなればならぬ。そうしますといふと、でき上りました完成品というものが安くなります。いろ／＼に分けてやります。先ず石炭に對する措置、鉄鋼に對する措置、今問題になつております硫酸の問題とか、若しくは合成繊維の問題とか、電力の問題とか、いろいろございしますが、これは簡単に項目を並べて我々将来日本が不況にならないように、輸出が振興して参りますようにと思ひまして、とつておる題目を並

べまして、同時に題目だけではございせん、無論実行しておることではございしますが、これを一つずつ申上げますと、石炭の合理化をして価格を安くして行こう。こういう方向を一つ決定して、それにつきましては堅坑を、五カ年計画でございしますが、三十年度末までに三十三本くらい作りまして、三十二年度くらいまでは七十九本の堅坑を作つて、そうして非常に老朽したところの炭鉱を早く物が出せるというやうな調子にしてやつて行く。こういうことも一つの方法でございまして、これに對しても所要資金がやはり四百九十億くらいございしますから、これを年割にいたしまして、三十年度末までに完成する三十三本に對しまして百二十億くらい必要でございします、二十八年度には約四十億くらいは國家投資をして、そうしてやつて行きたい、こう考へております。それから又中小炭鉱の機械化を計画しております、これには採炭とか、運搬とか、選炭設備の合理化なんかをいたしますために三十九億くらいを予算を二十八年度持っております、それに対しては國家資金を十億くらい出す。又税制の改正もいろ／＼ここにやります、生産の推進のために追加投資がよくできるやうにしまして、坑道の掘進方法とか掘進機といふやうなことにつきましてはできるだけ低利な資金を投じ又安く行くやうにする。又長期資金も大分持つておるやうでございしますから、これを一つ肩替りしてやりまして、安い金を貸してやる。それから又石炭の主要輸港の港灣施設とか何とかいふものの能力を強化する方向をとるとか何とかいたしまして、石炭のコストを安くして行き

○岡田宗司君 そういったしますと、朝鮮休戦の結果不況が来るということを前提としておられるわけですが、この不況がかなり激烈な形をとるようになるかも知れないということもまあ大正九年のバニツクの例をお引きになつて言つておられました、一体この不況

○岡田宗司君 そういったしますと、朝鮮休戦の結果不況が来るということを前提としておられるわけですが、この不況がかなり激烈な形をとるようになるかも知れないということもまあ大正九年のバニツクの例をお引きになつて言つておられました、一体この不況

○岡田宗司君 そういったしますと、朝鮮休戦の結果不況が来るということを前提としておられるわけですが、この不況がかなり激烈な形をとるようになるかも知れないということもまあ大正九年のバニツクの例をお引きになつて言つておられました、一体この不況

○岡田宗司君 そういったしますと、朝鮮休戦の結果不況が来るということを前提としておられるわけですが、この不況がかなり激烈な形をとるようになるかも知れないということもまあ大正九年のバニツクの例をお引きになつて言つておられました、一体この不況

たい。こういう考へ方から一番大事な根幹である石炭に對しても、只今申上げましたように、まだいろいろございまいしうが、方策をとつております。

しても本年度は相當な金をとつておるわけでございます。

まして、通商航海条約とか、通商協定とか貿易協定とか、こういうものの促進を図つておりますし、又關稅障壁によつていろいろ通商に不便を感じておられますから、ガットに對する早期加入を非常な努力しております。それから新市場を開拓するにつきます。それは又外務省に東南アジア貿易推進のための委員會を作りましたり、通産省に貿易振興委員會を作つたりして、いろいろ実務家の御指示をこうむりましていろいろなことをやつております。その他まあ申上げればたくさんそういう方法がございまして、併し政府といたしましては、輸出第一主義を標榜しまして、これにあらゆる努力を傾倒して進んで進んで行きたい。この輸出貿易を振興させることは結局日本の經濟自立を確立するゆゑんでもございまして、その經濟自立と申しますことは、底の浅い經濟をもう少ししっかりと深いたいのにしてやつて行つてもいいといふ、こういうような大きな方針から、いろいろな施策を推し進めたいと思つてゐる。

ここに力点を置かれてゐるかといふことをお伺ひしたい。

に病氣が治るゆゑんでございまして。併しながら、これはどうしても今にも急に死んでしまふといふような場合には、或いはリンゲルの注射とか、或いはカンフルの注射とか、特別なものを、血液の中にこれを押し込んで治して行く。それから又そうでなければ、又丸薬とか散薬とかいふものをそろそろ服んで、そうして治して行く。私は体の病氣を治すにいたしまして、そういうふうに大きく分ければ二つの方策があると思ふ。日本の經濟の建直しは急激な變化をせずにそうして自然に治して行く。即ち日本の財界が目に見るような大きな打撃を受けずに治して行きたいといふのがこれが念願でございまして、併し面と向つた貿易といふものにつきます。もうお説のように世界の貿易が激化しておるときでございまして、これに對應する策を講じなければならぬ。これはその通りでございまして、その点につきましては、まあ輸出品といふものだけに限らず、又たとえ物が高くつても、向うの高いものを買つてくれれば自然にこちらのものを賣つてくれるといふようなことがありますれば、リンク制でも作りまして輸出をするといふようなこともございまして、そのとき々の状況を考へまして目先の波だけを切抜けて行く。併し本當の建直しは五年くらいいかかつて建直すのはいいのじやないかと考へます。只今特需がこの二、三年は続くといふ見込でございまして、二、三年乃至五年くらいの間、特需のある間に、特需がなくなつてもやつて行けるような經濟の建直しを行く。

た。この日本では、自然外國から輸入をしなければならぬと思ひますけれども、併しこの粘結炭なんか成るべく確保するという方向をとりますし、又鉄鉱石とか、屑鉄なんかのコストもやはり下げて行く、こういう方向にいろいろ指導助長しております。又鉄鋼と石炭とは關係がございまして、無論炭価の引下げができれば鉄鋼も安くなると思ひますけれども、そのほかに、鉄鉱石を買つて来る場合に、外貨の割当なんかで割合に安いものが買える、こういうふうな指導をして行きたいと思ひます。先般予算の修正などがあつて、船會社に金を貸したやうな調子に鉄鋼にも何とか低利な金利の補給といふやうなこともして見たいと思つておりますが、まだこれはその緒についておりませんが、そういう意欲を持つております。それから鉄鋼の一番着手して現に実績を上げておりますことは、設備の合理化をするために二十六年度からやつておまして、これは庄延設備の更新とか近代化を中心とした近代化、合理化でございまして、二十九年にたしか完成するはずだと思ひます。それからいろいろ鉄鋼に對しては製鉄、製鋼部門、圧延部門につきましてもあらゆる合理化方策を講じまして、所要資金といたしましては相當な金を注ぎ込んで、國家資金といたしま

あいうような措置をいたしまして法案を出しまして、最もたくさんできるやうにし、又国内の需要に十分マッチするやうに、而もマッチして国内の需要には何らの不足不便をかけないやうにしてその余力を輸出に向けまして、外貨獲得に資して行きたい。又合成纖維なんかは実は日本の内地の材料で立派な衣料ができるのでありますから、これは只今八百万ポンドくらいできておりますものを、五年くらい後に一千五百万ポンドくらいに一つ伸ばして行きたい。こういう考へで、これに對してはこれは國家資金も投じて、今年は二十五億くらいを予定しておりますが、その他いろいろ考へております。そういったことを、將來外貨節約といひたしましては相當なものが出て来る。五年くらい先になりますと、一億三千万ポンドくらい合成纖維において外貨の節約ができやしないかと、こう考へております。又電力は御承知の通りに相當長い間懸案になつておりましたところの只見川の電源開発もいよいよ決定いたしましたので、あそこを推進して行きたいと思つております。又五年先に五百五十万キロワットくらいな出力を想定いたしましたので、ぐんぐん電源を開発して動力源を殖やして行きたいと、こう考へております。又輸出振興の直接の問題としましては、先ほども申上げましたやうに、輸出を阻害しておるところのたぐさんの要因がございまして、これは主として外交交渉によつて阻害を除いて行くといふ方向に進んで行かために、外務省によくお願いし

た。この日本では、自然外國から輸入をしなければならぬと思ひますけれども、併しこの粘結炭なんか成るべく確保するという方向をとりますし、又鉄鉱石とか、屑鉄なんかのコストもやはり下げて行く、こういう方向にいろいろ指導助長しております。又鉄鋼と石炭とは關係がございまして、無論炭価の引下げができれば鉄鋼も安くなると思ひますけれども、そのほかに、鉄鉱石を買つて来る場合に、外貨の割当なんかで割合に安いものが買える、こういうふうな指導をして行きたいと思ひます。先般予算の修正などがあつて、船會社に金を貸したやうな調子に鉄鋼にも何とか低利な金利の補給といふやうなこともして見たいと思つておりますが、まだこれはその緒についておりませんが、そういう意欲を持つております。それから鉄鋼の一番着手して現に実績を上げておりますことは、設備の合理化をするために二十六年度からやつておまして、これは庄延設備の更新とか近代化を中心とした近代化、合理化でございまして、二十九年にたしか完成するはずだと思ひます。それからいろいろ鉄鋼に對しては製鉄、製鋼部門、圧延部門につきましてもあらゆる合理化方策を講じまして、所要資金といたしましては相當な金を注ぎ込んで、國家資金といたしま

た。この日本では、自然外國から輸入をしなければならぬと思ひますけれども、併しこの粘結炭なんか成るべく確保するという方向をとりますし、又鉄鉱石とか、屑鉄なんかのコストもやはり下げて行く、こういう方向にいろいろ指導助長しております。又鉄鋼と石炭とは關係がございまして、無論炭価の引下げができれば鉄鋼も安くなると思ひますけれども、そのほかに、鉄鉱石を買つて来る場合に、外貨の割当なんかで割合に安いものが買える、こういうふうな指導をして行きたいと思ひます。先般予算の修正などがあつて、船會社に金を貸したやうな調子に鉄鋼にも何とか低利な金利の補給といふやうなこともして見たいと思つておりますが、まだこれはその緒についておりませんが、そういう意欲を持つております。それから鉄鋼の一番着手して現に実績を上げておりますことは、設備の合理化をするために二十六年度からやつておまして、これは庄延設備の更新とか近代化を中心とした近代化、合理化でございまして、二十九年にたしか完成するはずだと思ひます。それからいろいろ鉄鋼に對しては製鉄、製鋼部門、圧延部門につきましてもあらゆる合理化方策を講じまして、所要資金といたしましては相當な金を注ぎ込んで、國家資金といたしま

た。この日本では、自然外國から輸入をしなければならぬと思ひますけれども、併しこの粘結炭なんか成るべく確保するという方向をとりますし、又鉄鉱石とか、屑鉄なんかのコストもやはり下げて行く、こういう方向にいろいろ指導助長しております。又鉄鋼と石炭とは關係がございまして、無論炭価の引下げができれば鉄鋼も安くなると思ひますけれども、そのほかに、鉄鉱石を買つて来る場合に、外貨の割当なんかで割合に安いものが買える、こういうふうな指導をして行きたいと思ひます。先般予算の修正などがあつて、船會社に金を貸したやうな調子に鉄鋼にも何とか低利な金利の補給といふやうなこともして見たいと思つておりますが、まだこれはその緒についておりませんが、そういう意欲を持つております。それから鉄鋼の一番着手して現に実績を上げておりますことは、設備の合理化をするために二十六年度からやつておまして、これは庄延設備の更新とか近代化を中心とした近代化、合理化でございまして、二十九年にたしか完成するはずだと思ひます。それからいろいろ鉄鋼に對しては製鉄、製鋼部門、圧延部門につきましてもあらゆる合理化方策を講じまして、所要資金といたしましては相當な金を注ぎ込んで、國家資金といたしま

が長期の考え方、それから短期の考え方といたしましては、そのとき々の貿易の状況に応じて、貿易がしやすいようにそのとき々に随時随所適正な手段をとりまして、そうしてこれを伸展させて行きたい、こういうことに考えております。又東南アジアあたりの国へ技術使節を送りますとか、ニューヨークに国際見本市の事務所を置きますとか、使節団を中近東、中南米とか何とかという方面に送りまして、そうして向うの買意欲を探り、同時に買意欲に対してこちらで援助ができれば援助してやる。それから向うの技術で学ぶべきものがあればこつちで学び、又技術を教える、そうして連絡をとりまして、そうして日本のものを買つてもらふ、こういう方策を講じようと考えております。これはお説の通り長期計画といたしましては只今申上げたようなことをやつておりますが、短期計画につきましては、これはそのとき々にできるだけの努力をして、又できるだけの方策を講じまして、そうして一層輸出を振興して行きたい、こう考えております。

○岡田宗司君 まあ不況が目前にあるというときに特需の長期契約が速効薬にならないことはおつしやつた通りであります。果してその場合にこの不況カルテルですね、これは只今生産数量の制限の場合もありまして、更に進んで価格協定という形で現われて来る場合もありまして、この法律改正案にある不況カルテルはその対策の中の相当重い部分を占めておるとお考えになりますか、不況カルテルは目の前にある不況の対策として相当重く考えられているかどうか。

○岡田宗司君 今不況カルテル等を今御指摘によつて取消さなければならぬ。こういうことになつておりますので、これは本場の土産の臨時の一時の防衛手段である。こうお考えを願いたいと考えます。

○岡田宗司君 今不況カルテル等を今御指摘によつて取消さなければならぬ。こういうことになつておりますので、これは本場の土産の臨時の一時の防衛手段である。こうお考えを願いたいと考えます。

○岡田宗司君 例えは合理化カルテル、不況カルテルの名に隠れて、例えは安んがの場合を見ますと、今までは内地において或る程度のそういうようなことから価格が維持されておる。併しなから海外に対してはそれよりも或る程度の協定でやるものがある。こういうことになつて内地では農民に高いものを売つて、そして高い利潤を得ておる。そして輸出をいたしましたものによつて或る程度の損失があつても内地で高く売ることによつてカバーをして、全体として相当な利潤を擧げるといふようなことになつておる。これでは国内のコストを下げようといふ努力がされても實際においてなかく下らないのじやないかと、いふふうに考えるのです。ほかの産業についてもカルテルができませんと、どうしても国内において価格を或る程度吊り上げて国内の消費者の犠牲に、外に安く売るといふようなことが往々にして起るのじやないかと思ひますが、どういふようなことも不況カルテル等を許すといふことについてあり得ると御想像になつておつたかどうか。

界全般が倒れてしまうということにならんと制限らん。こういうような危険な時期にこれを防止するために作るカルテルでございまして、このカルテルによつて価格の引下げが阻まれるとか、若しくはコスト高を是正することができないような結果になるようなカルテルは我々は無論認めるわけには行きませんし、認めない考えであります。

それから確安の問題が丁度出ました、この点につきましては私一つの意見があるのでございしますが、あの確安は出血輸出をしてそうして内地には高いものを売つておつたというような御非難が出ておつたようございしますが、併しこれを百歩を譲りまして若し輸出の余力のない、即ち日本の国内の肥料だけを作つておつてそれでやつて行くということにしましたら、私は恐らく今の安定価格以上にうんと高いものになつておるのじやないかと思ひます。

日本でとにかく高いものを売つて外国へは日本と比べては安く売つてゐるということは今日これは農民感情から申しまして面白くないこととございまして、そういう点をから見まして、こういうことを是正したいと思ひまして、今回いろいろ新しい法律を作つてこの農民感情にも副い、同時にそういうことのないようにする努力をしておる次第でございしますが、私はまあとにかく純経済的観念からいたしますれば、国内において物価のバランスのとれた値段で若し売りますならば、そのあとはその増産というものによつてこれを外国に出すということは純経済的に見たら不思議じやない、こう考へてお

つたのでございしますが、併し今日は民主主義の時代でございしますから、そういうような会社の経理の内容、若しくは常道から考えますれば、多量に生産をして、そうして国内価格はこのくらゐに売つておいて外国へは競争があるからうんと安くして売らう、そうして利益は均分するとか、こういうことは感情上許されませんから、今後はそういうことのないようにいたしますが、私昔アメリカにおりましたときのやり方を見ておりますと、アメリカでは国内経済の半分の値段、即ち百ドルのものは五十ドルで輸出をしておつた時代があつたのです。第一次大戦後の輸出貿易振興の非常な根幹になつておつたわけですから、そのときにどうしたことかと申しますと、内地の諸物価から見まして釣合ひのとれた値段で時計とか蓄音機というものは売りました、そうして外国へ出すときにはそれを半値で輸出したといううなアメリカの苦しい時代の経済というものも見えて来ますので、まあ今日輸出貿易第一主義ということになれば、そんなことも或いはやらなければならんじやないかと、こう思つたこともあるのでございしますけれども、併し只今の国民感情上はそういうことは許されませんから、外国へ出すものも日本内地へ出すものも釣合ひのとれたものでやつて行くということが趣旨でございします。よく言われることでございしますが、余り日本の業者が独占しておくものだから肥料が高過ぎるのではない、安い肥料をどん／＼入れたらいいじやないかといううなことも或る人から言われましてけれども、これは誤解のないように一つ御了承願ひたいと思ひま

すけれども、肥料は安定価格で行きますと、ドルに換算いたしますと六十一ドル乃至六十三ドルに当るわけなんです。ところが非常に西独は安い。西独の国内の価格は五十ドルぐらいであると思ひますが、併しこれは日本へ持つて来ますと十三ドルくらいな保険、運賃がかかるわけでありまして、そうしますとこつちへ持つて来ますと六十三ドルになりますから高いほうの値段に属しますし、それを今ちよつと考へますと如何にも高いのですが、日本の内地にたくさん入るだらう、たくさん入るといふことは別問題といたしまして、私もこれをどん／＼入れるといたしましうという、これはまあ商売でございすから市況によつて向うの国内価格の五十ドルを上げんとも限りませんし、もう一つは大量に輸入するということになれば、運賃保険料はもつとかかりはせんかといふこともございしますから、只今の情勢では外国のものを入れては農民に安く供給するといふことはこれはちよつと考へ方として間違つてゐるのじやないかと思ひますそんなこととございしますので、この不況カルテルといふものは、これは止むを得ず一つ御了承願ひたいと思ひますことは、これによつて価格を維持して置くこととか、若しくは価格が下つて行くのを食いとめて参るのだといふための不況カルテルじやなくつて、むしろ財界が混乱して、非常な混乱に陥つた場合の土薬として一応その救済を防いで行く、こういううな臨時的措施に考へる、そうして水が引いてしまつたらその土薬はできるだけ早く片付けて、そうして平常な状態に歸るといふ趣旨で御審

議をお願いしたいといふことだけを御了承願ひたいと思ひます。
〔理事高橋篤君退席、委員長着席〕
○委員長(早川慎一君) 時間が大分過ぎましたから……
○岡田宗司君 まだ不況の問題とカルテルの関係、それからまあ不況の時代における自由党の言われておる自由主義経済と、それからまあ統制との関係ですね、そういうものをお聞きしなければならんと思つておるのですが、時間がおありにならないようですし、お疲れのようだし、又私いづれ改めてお伺ひしたいと思ひます。
○委員長(早川慎一君) 一応休憩いたしましうか……
ではこれで休憩いたします。午後は二時に再開します。
午後零時五十七分休憩
午後二時四十八分開会
○委員長(早川慎一君) それでは休憩前に引続きまして経済安定委員会を開会いたします。
本委員会の調査報告及び継続調査についてお諮りいたします。御承知のように本委員会におきましては今期開会の当初日本経済の安定と復興に関する調査の承認を得てその後今日まで経済審議庁の業務内容、政府当局の経済自立政策の構想等について審議を行い、調査を進めて参つたのでございしますが、会期も切迫いたしました関係上、例によつて調査報告書を議院に提出いたさなければならんわけでありまして、つきましては本件は未だ調査を終了する段階に至つておりませんので、調査未了報告書を提出することとし、その内容は先例に従つて委員長に御一任願ひたいと存じます。又調査事件の性質に鑑み、今後開会中も引続き調査を行う必要があるかと存じますので、この継続調査要求をする、及びその要求書の内容をこれ又委員長に御一任願ひたいと存じます。これらの点につきまして御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(早川慎一君) 御異議ないものと認めまして、さう取計らいいたします。

い存じます。又調査事件の性質に鑑み、今後開会中も引続き調査を行う必要があるかと存じますので、この継続調査要求をする、及びその要求書の内容をこれ又委員長に御一任願ひたいと存じます。これらの点につきまして御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(早川慎一君) 御異議ないものと認めまして、さう取計らいいたします。

○委員長(早川慎一君) それでは引続き私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を継続いたします。
○岡田宗司君 通産大臣がおいでにならんので甚だ遺憾なんです、先ほどの私の質問に関連いたしました公正取引委員長にお伺ひしたい。先ほど通産大臣の話では、不況カルテルといふものは、これはもう本当に不況を阻止するための洪水に対する土嚢のようなものであると、ほんの応急措置であるといふことが言われておつたのです。経済の全体の動きから行きますといふと、カルテルの発生といふは、形成というものは、どうもそんなものではないように私は思ふのです。殊に不況のような場合には、カルテルが公然或いは隠然と形成されるというところは、これはまあ経済界の動きのどうも通則のようには思ふのです。従つて、先ほどの通産大臣の御意見というものが、私どもの見たところでは、不況カルテルにしろ何にしろ、これは例外的なものだといふことを根本にしての御議論のようですけれども、殊に委員長のほうにおきましては、不況カルテルなるものは、不況の

○委員長(早川慎一君) それでは引続き私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を継続いたします。
○岡田宗司君 通産大臣がおいでにならんので甚だ遺憾なんです、先ほどの私の質問に関連いたしました公正取引委員長にお伺ひしたい。先ほど通産大臣の話では、不況カルテルといふものは、これはもう本当に不況を阻止するための洪水に対する土嚢のようなものであると、ほんの応急措置であるといふことが言われておつたのです。経済の全体の動きから行きますといふと、カルテルの発生といふは、形成というものは、どうもそんなものではないように私は思ふのです。殊に不況のような場合には、カルテルが公然或いは隠然と形成されるというところは、これはまあ経済界の動きのどうも通則のようには思ふのです。従つて、先ほどの通産大臣の御意見というものが、私どもの見たところでは、不況カルテルにしろ何にしろ、これは例外的なものだといふことを根本にしての御議論のようですけれども、殊に委員長のほうにおきましては、不況カルテルなるものは、不況の

際には、何と言うのですか、経済界の実情からしてやはりどん／＼できる傾向にあると、そういうふうな御認識になつておるかどうか。

○政府委員(横田正俊君) 今回の改正案が法律上認めようとするカルテルは比較的少ないのではないかと、その点や、通産大臣もそういう趣旨で、これは非常の場合の一時的なものであると、こういうふうな申されたように私も承つたのでございますが、ただ法律が認める認めないにかかわらず、いわゆる不況の時代にはだん／＼カルテルの方向へ実際に参つて参るといふ傾向のあることは、私もよくわかります。従いまし、例えはこういう規定を設けますと、その要件如何にかかわらず、恐らく公正取引委員会のはうへカルテルの認可申請というものの数はやはりかなり出て来るのではないかと、思うのでございます。併し、実際に要件に当てはまつてこの法律上認められるようなものは、差当り非常に少ないのではないかと。この点は衆議院の審議の際にも問題になりましたが、私もそういうふうな考えをもち、通産省のほうのかたも、差当りこの法律の要件に当てはまるようなカルテルがどの業界に果して起るか今からちよつと予測したいというふうな答えておられましたが、私もそういうふうな考えております。

○岡田宗司君 そこで、公正取引委員会のほうではそういう認可をしなければならぬというものは少ないのではないかと、可なりことですが、私どもは本當に認可しなければならぬようなもの申請よりも、むしろその認可をされるとかされないとかいうことを全然その考慮の外において、こういうような法律自体を無視して潜つてやる、全然認可を求めて来ないやつがたたくさん出て来るのではないかと、思うのです。それからまあ認可を求めて来て、この認可には相当ひまがかかる。それじや認可を受けからやるというのではなくて、もう認可を受ける前からどんな実態上の行為をやつておるといふのが相当出て来るように思うのですが、そこいらは一体この取締との関係はどういうふうになつておるのですか。

○政府委員(横田正俊君) その点は、認可を受けないで事実上やるような場合、或いは認可を申請するにしてもあらかじめもつてに始まつておつて、それをあとから追認するといふような形の認可の申請がありはしないかといふこの二点とも、私はそういうことが相当にあるのではないかと、いふことが考えます。結局前者につきましては、これは全く独占禁止法違反でございますから、できる限りこれを取締つて参らなければならぬと思つております。後者につきましては、認可前の行為といふものについては、やはり違反は違反でございますから、いづれにいたしましても法律の規定しますこととから逸脱した行為がございます場合には、公正取引委員会としましてはできる限りの手続をとりまして法律を運用し、できるだけの措置をとらなければならぬと思つております。

○岡田宗司君 まあ公正取引委員会のほうでは主としてどうも取締のほうなんや、取締のほうよりも、むしろその発生原因等についてお伺ひしたり、或いは一般のどうも政策の問題と関連して来るものですか、どうもやはり通産

大臣に対する質問を続けて行つて、そのとき／＼に取引委員会のほうの御意向を伺うというふうでなければならぬのですか……。

○委員(早川一君) ちよつとお話りいたしますが、岡田大臣は病氣のために自宅に引取られまして、他の政府委員でよろしくつたならば要求いたしたいと思ひます。

○岡田宗司君 もう少し細かい点に入りましたときには、私他の政府委員のかたにお伺ひしてもいいと思ひますが、まあ結論的なこととすややはり大臣がたをお願いするのが適當ではないかと思ひますので、今日のところはこれで私は質問を打ち切りたいと思ひます。

○鮎川義介君 私は今回の御諮問の点三つあると思ひます。一つは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、二が特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、三が輸出取引法の一部を改正する法律案、この三つだと思ひます。これはいづれも非常に重大な問題であります。私は実は日本が敗戦いたしましたしてこういうふうになつてから、日本を復興するにはどうしたらいいかといふことを大分研究して見ました。恐らくこういうふうな法律で競争を盛返すといふことは不可能だと私は思ひます。改正してもせんでも同じことになるのではないかと、いづれは……、という考がございますから、私は今回これはいとも悪いとも何とも申し上げまいかと思つておりましたけれども、併し他日やはりこういう問題は何か言うておかないと賛成いたしました場合にもどういふわけで賛成

するの、不賛成であればどういふわけかといふことを言わないといかんやうな良心もございまして、一応私のこれは質問ではありせん、意見です、申立てることをお許し願ひたいと思ひます。それはこの一番主にあるまじく独占禁止法のできた原因から申上げますと、これは占領政策がこれを命じたわけでありまして、いわばこれは戦勝国の、日本に科した一種の罰則と思つたらいと思ひます。私は皆さん御承知のように、大企業をやつて参つたものでありまして、殊に財閥扱いを受けたのであります。そのことに關しまして随分深刻な取調を受けたのであります。その間に感じたことは、日本があれだけの戦争をやつたといふのは原動力の一つとして財閥が非常に大きな力を振つた、少し極端に言へば財閥が儲けるために戦争に加担して戦争を始めさせたんだ、というやうなことで考へて我々の取調に當つたと思はれる節が多々あるのです。で殊に私なんかは満洲にその力を伸ばしたものでありますからあつたところを、そうして財閥的な利益を確保しようといふやうなことでかかつておりました。いかといふサスペンスを持つて随分そのほうから申されたのです。結局これはさうでなかつたといふことがわかりましたけれども、併しあやうなことに財閥の解体をするといふやうなことをやつたのは全く日本を無力化しよう、再び戦争を始めるがとき力を持つ、即ち強くなるというこ

とはいかんから、弱く弱化するといふ一つの建前からあつたことをやつたものにほかならないのです。日本のた

めに善政を施して日本の民衆をよくしてやろうといふことは、それは無論さういふことは願われておりますけれども、本當は再びあつた戦争を起さな

いたためには財閥のやうなものがあつてはいかん、だから成るべくこれを小さく小分けにして、砂のやうにする。コンクリートじやいけん、コンクリートでは力が出るからして、どうしても砂のやうな無力なものにして、おの／＼小さくして無力化するといふことが一番必要だといふことからあつたこと

が、出たものと思はれるのです。でありますからして、我々はそれを国内的に考えますといふと、従来財閥に対するいふゆる今日の民衆といひますか、中小企業といふか、そういうふうなものとの間に一つの溝のやうなものがありまして、これがいわゆる思想的に／＼私は問題があつたと思ひますが、この点は私は先だつても公聴会の際に社会党のかたがおつしやつたやうなことは、あれは観念的にはさういふふうにお考えになるけれども、實際財閥といふものはさういふものじやなかつたといふことはいつでも私は証明ができるのであります。この事実でないことを一つの観念、前提条件としてものを判断して行くといふことは非常に恐ろしいことになりはしないかといふ私は考へを持つております。若しそれが本當に事実であれば、これはどこまでもその問題を解決して行かなければならぬ。誤解によつてものを処置して行くことは非常にこわい。といふのは戦勝国が日本に科したところのその一つの取極といふものに却つて乗じて、さうしてだん／＼やればやるほど、志は日本を民主化してよくし

ようと思つても、逆に日本が弱体化して立つ能わざる境地に立ちはしないかといふことも一つ考えなければならぬ。

こう私は考えたのであります。これは一つの誤解といふものがもたらしたものであるから、そういうことに行きますので、私は従来昭和十二、三年頃の、明治御維新からこの日本が力が出て来たといふことは、これはやはり財閥の力によるものが、丈夫なものが、又国内においてもそれが一つの財の大きな塊りがあるために下草が育つたといふことで、下草だけじゃ育つて行かない。要するに一つの大きな松の木があつて、その松の木の露に下草が潤うて下草は繁茂し、松の木も又その下草があるために自分が青々として行けるというやうな、相互関係といふものがあるといふことが、大抵世の中にあることであるから、それで財閥があるために非常に下草が榮えたといふ事実はたくさんあります。若しあれが、財の塊りが相当なかつたらば、昭和十二年頃までの日本の経済的の、あれだけの発達といふものは恐らくなかつただらうと思ふのです。といふことは、日本にどうしても資源が乏しいのでありますからして、資源の多い国と同じことをしてもいかないのであります。資源の少ない国は少い国のやうなやり方があると思ふ。今日必ずしもアメリカの言うておるやうな問題が、すべてが世界的に及んで行けるものじやない。立地条件も違つておりますから、いわゆる貧乏人は貧乏人のやり方といふものがあると思ふのです。それをつまみ占領されて、負けたがために何でもかんでも勝つた人の言うことを聞か

なければならぬといふことは、非常に間違ひだと思ふ。

そこで私はその中小企業問題といふものを相当実際に研究して見ました。結局中小企業といふものは今日のやうな情勢に陥つてゐるといふことは、行政とかいふ／＼な他の圧迫といふものよりも、じかに非常に病気があつて、中小企業者の内部に殆んど逸すべからざる病根を持つてゐるといふことです。それは何かと言ふと、業者が、同業者といふものの組合があつても、それがお互いに強力な結束をすることができないといふことなのです。これは殆んど例外なしに私は申上げることができぬ。といふことは、中小企業者といふものは大抵個人的に立身出世のつまり達人がそういふやうに行くわけでありまして、いわゆるマス・ゲームでない、マス・ゲームには適しないやうな性質のかた／＼が中小企業者になるわけでありまして、むしろ一緒にやつたらいいといふのは、サラリーマンになるとか、お役人になるとかといふやうな人が却つて一緒にいる力が強いのであります。中小企業者は、その者は非常に立派な人であるし、又刻苦精勵もされるし、財産がないといふたところで普通の労働者よりも財産を持つてゐる。それから自分のところには労働問題にしても、オフ・リミットになつておるといふやうなことで、大抵はいい条件に恵まれておりながら、同業者が集まるといふと結局損ばかりするといふことは、結局お互いが相反して、結束しないといふことから来る。その病気を治さなければ、対外的な問題から言つて、財閥があるから自分たちは駄目になるのだといふ観念は私は

間違ひだと思ふ。じかにその根、下の大きな病気を治して、そうしてそういう問題に取組まなければならぬといふ私は思ふ。その点は私が随分長い間實際問題として研究して見ますといふと、これは殆んど私は、漏れなく日本全体の中小企業者間にはびこつてゐる大きな、深い病根といふものは、そこにあると思ふ。それでありまして、若しこれが、自分たちがよくならうと思ふならば、お互いが助け合つて、強力なる、要するに力を以て行くこと以外には方法はないのです。それを持たないで、そうして自分たちが今日都合の悪いのは、強力なものがあつて、それは一つは現象として現われま

すけれども、大抵において私は自分のほりがまだベストを尽しておらんといふところにある大きな欠陥がある。それで私はどうしてかといふやうにふにすることは政治力といふものがなくてはならぬといふやうなことから考へまして、今回参議院に出たやうな次第であります。この点について私は確固たる信念を持つておりました。それは悪いことは悪い、いいことはいいといふことになつております。併しながらそれだけでありませんけれども、それは非常に中小企業者が顧みて是正しなければならぬ大きな私は欠陥だと思ふ。でありますからして、それがあつたために、或いはこういふやうな法律がいろいろできまして、その問題はますます直らんほうに近付くんじやないかといふ虞れがありますから、私をして言わしめれば、この独占禁止法といふものは全然ないがよいと思ふのです。私はこの日本が敗

れて今日復興するには、これを少々こ

れぐらいいじつたところでは日本の経済力といふものは復興しないと私は思ふ。やらんでもやつても同じことになりはせんかと私は思ふ。けれども若し本當にこれは日本の中小企業なり或いは財界をよくしようといふならば、この独占禁止法といふものは全部私はやめることがいふと思ふ。そうすればおのずから自己に立返つて、自分が必ず……貧乏人は貧乏人の長所を持つておるわけですから、必ずしも貧乏人が金持のまねをする必要はない。金持を羨むこともないと思ふのです。自分が、金を持つた人は非常に体が弱いといふことのためにそればかりを気にしておる。又貧乏人は金がないために金の持つておる人を羨む、権力のない人は権力を持つておることを羨むといふ、いわゆるジェネラシーの落伍心理といふものが非常にあるんです。そういうことについてどういつたものでは私は駄目だと思ふのであります。やはりそれは正々堂々の自然の法則に従つて行くべきものであるから、私は中小企業者といふものも自覚して行けば必ず中小企業は中小企業で独占禁止法がないほうが、むしろよく行くといふ場面もあると思ひます。これは私の議論でありますからここでどういふことを申上げらる時間ありませんから申上げませんが、私はそれを確信しております。若しも独占禁止法がなくなつて、そうして自己がどうしてもこういふやうにして行かなければならぬといふ場合に、そういうところの境遇を与えれば必ず私は発奮して今よりよくなる。こういう法律ができて保護するよりも少し

一段と発奮した大きな産物が私は出て来るのじやないかといふ自信を持つてゐるのです。だからこんなものはおやりになつても又これは変にやならぬといふことがある。ただ併し政府のあり方といつたしまして漸進的でもこういふことをやらなければいかんといふお考えでおやりになるならばそれはよろしくございませうが、私はこれがやつたからして、不景気がよくなるとか、中小企業者が非常に全幅的に立直るだらうといふことは私はあり得ないと思ふのであります。それだけ考へてゐることを私は申上げて、そうして本法案はどちらでも私は大差ないと思ひますけれども、まあ併し折角できたこととありますからそういうことにするのだ、将来は独占禁止法といふものは全部やめるのだといふお考えを私は持つて頂きたいといふために賛成したいと思つております。

午後三時三十分速記中止
○委員長(早川一君) 速記をとめて
午後三時三十分速記開始
○委員長(早川一君) 速記を始め
それでは次に第二千六百六号国土調査法に基く地籍調査費国庫補助増額等の請願、第二千七百二十八号大山出雲地方総合開発事業に関する請願及び第二千四百十八号只見川早期開発に関する陳情、以上請願、陳情三件について御審議をお願いいたします。
ちよつと速記をとめて。
(速記中止)
○委員長(早川一君) 速記を始め

それではこの三件の請願及び陳情は、皆様の一致した御意見によりまして、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時三十二分散会

七月二十八日本委員会に左の事件を付託された

一、大山出雲地方総合開発事業に関する請願（第二七八号）

第二七八号 昭和二十八年七月十八日受理

大山出雲地方総合開発事業に関する請願

請願者 岡山県議会議長 蜂谷 初四郎

紹介議員 加藤 武徳君

大山出雲地方総合開発計画は、国土総合開発審議会に諮問され同会において目下審議中であるが、当該地域は昭和二十六年に特定地域として指定を受けると同時に関係の鳥取、島根、岡山各県において鋭意基本的調査を進め、この程具体的な開発計画を樹立したものであり、同地域の開発は多年関係住民の待望しているところであるから、すみやかに本事業を指定されるところに昭和二十九年から実施に移すよう予算的措置を講ぜられたいとの請願。